

保護施設一時入所（体験利用）のご案内（ご本人・ご家族）

本事業を通して、施設での生活がどのようなものかを理解し、より良い施設生活に繋がられるよう支援を行います。

対象となる方

- ・他施設での生活が困難になってきている。
- ・在宅生活が困難になってきている。
- ・退院できる状態だが、住居を確保できず長期入院となっている。
- ・DV・事故・災害等の被害者
- ・上記に該当する方で、生活保護を受給しており身の回りの事がある程度自身で行える方。

※障害者手帳・身元引受人の有無は問いません。可能な限り柔軟に対応いたしますので、まずはご相談ください。

《利用期間》一時入所の期間は、原則として7日間を限度とします。

ただし、保護の実施機関が必要と認めるときは、一回の利用に係る合計の利用期間が30日を超えない範囲で延長することができます。

《利用料金》食事代（実費負担）1日1,100円〔朝300円・昼400円・夕400円〕

光熱水費1日300円 その他、小遣い・予備費をご準備ください。

*入所日に利用日数分の食事代・光熱水費をお持ちください。

*緊急に予定変更になった場合の食費につきましては、食材費の準備都合により返金致し兼ねます。

《持ち物》薬（利用日数分） 薬剤情報提供書（薬の用法・用量が記載されたもの）

食事代+小遣い等予備費、着替え、パジャマ、タオル、洗面用具、上履き、コップ×2 歯ブラシ、歯磨き粉、健康診断書（医療情報提供書）、現金（食事代とは別に、緊急の買い物等のためにご準備ください。）

《その他》 部屋 : 2人部屋

携帯電話 : 持ち込みできません。

外出 : 職員が同行します。

金銭管理 : 施設が管理します。

《申し込み》あらかじめ、本人・保護実施機関・医療機関等の中で協議し一時入所が必要と認められた場合、申し込み及び決定は保護の実施機関と東山荘との間で行いますので、保護実施機関の担当者さまを通してご相談ください。

仙台市青葉区国見 6-39-1 救護施設 東山荘

電話 022-233-0207

担当者 岩淵・水野